

事務連絡
令和4年8月12日

子ども生活福祉部
高齢者介護福祉課 }
障害福祉課 } 御中

保健医療部ワクチン・検査推進課

介護・障害福祉施設等の従業員等に対する定期検査用の抗原定性検査キット
配布について（協力依頼）

みだしのことについて、高齢者施設等における感染拡大防止の取り組みとして、別添のとおり、市町村あて施設の従業員等に対する定期検査の参加周知協力を行っておりますので共有いたします。

老人福祉及び障害福祉の所管課におかれましては、当該取り組みに関して、対象施設への定期検査参加への呼びかけ等にご協力いただけますようお願いいたします。

添付：

- ・ 市町村担当課あて依頼文（令和4年8月10日付け保ワ第484号）
- ・ 介護・障害福祉施設等の従業員等に対する抗原定性検査キットの配布について
- ・ 「介護・障害福祉施設等の従業員等に対する抗原定性検査キットの配布」に関するQ&A
- ・ 新型コロナウイルス感染症PCR検査のご案内（概要）
- ・ 沖縄県新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業案内

担当
保健医療部ワクチン・検査推進課
検査・支援班 河野、儀間、伊禮
電話：098-894-5122

保ワ第484号
令和4年8月10日

市町村担当課長 殿

保健医療部ワクチン・検査推進課長
(公印省略)

介護・障害福祉施設等の従業員等に対する定期検査用の抗原定性検査キット
配布について（協力依頼）

平素より、本県の感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、沖縄県では新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、介護・障害施設等での感染者発生や、クラスター発生が継続しているため、緊急的な対応として、抗原定性検査キットを用いた定期検査実施を計画しております。（検査の実施方法や申込み方法は別添資料「介護・障害福祉施設等の従業員等に対する抗原定性検査キットの配布について」を参照ください。）

つきましては、関係事業所等あて添付案内の周知等ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、定期的なPCR検査についても8月末まで申請を受け付けており、職員に陽性者が出た場合、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部の感染症医療確保課医療機関施設支援グループへ相談が可能ですので、積極的な参加への呼びかけ等にご協力いただけますようお願いいたします。

記

1. 配布方法 管轄の市町村での受け取り
2. 申込み方法 電子申請システムにて申込み（締め切り：令和4年8月19日）
※別添参照
3. 対象期間 令和4年8月上旬～令和4年10月上旬（2か月）

添付：

- ・ 介護・障害福祉施設等の従業員等に対する抗原定性検査キットの配布について
- ・ 「介護・障害福祉施設等の従業員等に対する抗原定性検査キットの配布」に関するQ&A

(参考添付)

- ・ 新型コロナウイルス感染症PCR検査のご案内（概要）
- ・ 沖縄県新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業案内 以上

担当
保健医療部ワクチン・検査推進課
検査・支援班 河野、儀間、伊禮
電話：098-894-5122

(別添資料)

介護・障害福祉施設等の従業員等に対する定期検査用の抗原定性検査キット配布について

- 1 配布方法：抗原定性検査キットの配布を希望する介護、障害サービス施設に管轄の市町村より直接配布
- 2 配布時期：令和4年8月中旬より、抗原検査キットが手配でき次第順次配布。
- 3 検査対象：定期 PCR 検査に参加していない施設等であり、
介護・障害サービス施設に勤務し、利用者と接する職員。
※「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、
会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。
※定期 PCR 検査に参加している施設等へは別途配布しています。
- 4 申込み方法：電子申請システムにて申込み（締め切り：令和4年8月19日）
URL：https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2522
- 5 検査方法
 - (1) 期間：令和4年8月中旬から令和4年10月上旬までの約2か月間
 - (2) 検査時期及び回数：職員一人当たり週2回程度実施
 - (3) 検査実施者
提携する医療従事者に実施していただきます。提携する医療従事者による実施が困難な場合は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を参照していただき、自ら検査を実施していただきます。
(参照) 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
 - (4) 陽性時の対応
検査キットで陽性の結果が得られた場合は、感染対策をとっていただいた上で、提携する医師・医療機関やかかりつけ医へ相談、もしくは沖縄県陽性者登録センターへ申請ください。
 - (5) 結果の報告
検査キットの使用状況及び陽性者数について、土曜～金曜までに実施した分を、電子申請システムにて翌週の火曜までにご報告ください。
URL：https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2524
- 6 留意点
 - (1) 抗原定性検査キットは常温で保管できます。
 - (2) 使用方法等の具体的な取扱はキット説明書をご確認ください。
 - (3) 申込み状況やキットの在庫状況によっては、配布数についてご希望に添えない場合がございます。
 - (4) 定期 PCR 検査参加申し込みについても随時受け付けています。
申請方法等については、案内サイトをご参照ください。
(介護) <https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/ewpccr.html>
(障害) <https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/ewpccr1.html>

申込み用 QR コード

実績報告用 QR コード



沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課
検査・支援班 担当 河野、儀間、伊禮
TEL 098-894-5122

「介護・障害福祉施設等の従業員等に対する定期検査用の抗原定性検査キットの配布」に関するQ&A

ワクチン・検査推進課 検査・支援班

098-894-5122

	質問	回答
1	抗原定性検査キットは、どのような検査か。	医療従事者が検査に関する研修を受けた職員立会のもと、本人が鼻腔検体を自己採取し、試薬との反応を確認する検査である。30分以内に検査結果が判明するため、早期に陽性者を確認することができる。
2	検査キット使用対象者は。	原則、職員の方のみの使用とする。他に使用する場合は、県担当者にご相談すること。
3	抗原定性検査キットはどのようにして使用するのか。	検査キットにより異なるため、詳細はキット説明書を参照すること。一般的には、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度放置。綿棒を検査薬と混ぜ、キットに数滴垂らし、15～30分放置すると、結果がわかる。医療従事者であれば、他人の鼻腔ぬぐいが可能だが、それ以外の方は、自己採取となる。
4	医療機関との連携が必要とあるが、どの程度の連携か。文書等は必要か。	文書等は必要ないが、抗原定性検査を実施する際、キットの使用法や陽性が出た場合の対応等について、連携している医療機関から指示を仰ぐ必要があるため、事前に調整を行っていただければ連携していることになる。または職員個人のかかりつけ医なども可能である。
5	(研修について) 検査実施管理者に関する研修は、Web教材を読めば、受講したことになり、検査実施を行えるか。	検査実施管理者は、厚労省HP内のWEB研修教材、メーカーの使用パンフレット、説明動画の内容を理解した上で、理解度確認テストで全問正解できれば、検査実施が可能と判断できることとする。
6	キットの保存方法について	常温保存(2～30℃)が可能。直射日光が当たらない冷暗所にて保存する。冷蔵庫で保存した場合、キットは室内温度に戻してから使用すること。
7	キットの廃棄方法について	未使用で期限切れのものは、基本的には一般廃棄物として廃棄可能である。使用済のものは各製品の説明書を参照していただくとともに、必要に応じ自治体等にもご確認すること。
8	抗原定性検査キットで、陽性が出た場合はどうしたらいいか。	陽性判明者は、帰宅・出勤停止し、その後の対応については、連携している医療機関、かかりつけ医、又は陽性者登録センターへ申請すること。
9	(使用后) 陽性が出たキットの処分方法は。	使用後は、ビニール袋に入れ、ごみに直接触れることがないように、しっかりとしばり、3日間保管すること。3日間経過したら、指定ごみ袋に入れ、可燃ごみとして出す。(自治体により廃棄方法が異なる場合があるため確認すること。)

「介護・障害福祉施設等の従業員等に対する定期検査用の抗原定性検査キットの配布」に関するQ&A

ワクチン・検査推進課 検査・支援班

098-894-5122

10	(使用後)陰性が出たキットの処分方法は。	念のため、ビニール袋に入れ、ごみに直接触れることがないように、しっかりとしばり、可燃ごみとして出す。(自治体により廃棄方法が異なる場合があるため確認すること。)
11	医療従事者は、他者の鼻腔検体を採取できるか。	医療従事者は検査を実施することは可能である。
12	検査に関する研修を受けた職員は、他者の鼻腔検体を採取できるか。	できません。医療機関の受診、又は医療従事者により検査を実施すること。 配付資料「医療従事者不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」、Q5参照。
13	抗原定性検査キットは、確定診断に使用できるか。	抗原定性検査キットは、医師の判断によって確定診断に用いることができる。
14	冷蔵から常温に戻す場合の確認方法は。	冷蔵庫から出して、触って冷たくなければ使用できる。
15	市販の抗原定性検査キットとの違いはなにか。	市販のものには、体外診断用医薬品と認められていないものがあるが、今回配布のものは、承認されているキットを配布している。
16	使用後の報告はどうすればよいか。	使用後は、使用個数、うち陽性者数について、土曜～日曜までに実施した分を翌週の火曜までに電子申請システムから報告すること。 https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2524